



香社協発第147号②

令和6年4月30日

香川県弁護士会高齢者・障害者支援センター運営委員会委員長 様
成年後見センター・リーガルサポート香川県支部長 様
香川県社会福祉士会会長 様
香川県精神保健福祉士協会 様

社会福祉法人香川県社会福祉協議会
事務局長 日下 直和

令和6年度日常生活自立支援事業研修会（新規登録生活支援員研修会）の
開催について

当協議会事業の推進については、日ごろ格別のご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記研修会は、生活支援員として新規登録される方を主な対象として、例年開催しており、本年度も下記及び別添要綱のとおり開催することになりました。支援を行ううえで様々な関係機関・団体等との連携が大変重要であるため、本事業を知っていただく機会として標記研修会の参加についてご案内します。

つきましては、各団体所属の会員の皆様へのご周知をよろしくお願ひします。

なお、参加申込につきましては、別紙申込書により事務局宛てに FAX またはメールにてお申込みください。

記

- 1 日 時 令和6年5月30日（木）10:00～15:00
- 2 場 所 香川県社会福祉総合センター7階第1中会議室
（高松市番町1丁目10番35号）
- 3 対象者
 - ① 新規生活支援員として登録予定者
 - ② その他希望する生活支援員及び市・町社会福祉協議会職員
 - ③ 本事業に関心のある方（専門職団体会員、家族会会員等）
- 4 内 容 別添開催要綱のとおり

《問合せ先》

香川県社会福祉協議会 地域福祉課（門田）

〒760-0017 香川県高松番町1丁目10番35号

TEL：087-861-8883 FAX：087-861-2664

E-mail:kadota@kagawaken-shakyo.or.jp

令和6年度 日常生活自立支援事業新規登録生活支援員研修会 開催要綱

1 目的

日常生活自立支援事業の利用者の増加に伴い、新規生活支援員の確保と資質向上のための研修は必要不可欠となっている。生活支援員として、今後利用者の状況に応じて適切な支援を行えるよう、日常生活自立支援事業についての理解を深めるため、また、関係機関・団体等に対して本事業の周知を図ることを目的として、本研修会を開催する。

2 日時 令和6年5月30日（木）10:00～15:00

3 場所 香川県社会福祉総合センター7階第1中会議室
(高松市番町1丁目10-35)

4 主催 香川県社会福祉協議会

5 対象者 ①新規生活支援員として登録予定者
②その他希望する生活支援員及び市・町社会福祉協議会職員
③本事業に関心のある方（専門職団体会員、家族会会員等）

6 日程

10:00～10:10 開会
10:10～10:40 事業説明「日常生活自立支援事業について」
香川県社会福祉協議会
10:40～11:10 DVD視聴「いきいきあんしんお手伝い
～社協における日常生活自立支援事業～」
11:10～12:00 講義『対象者の理解と支援の際に心がけることについて』
① 認知症高齢者について（約50分）
12:00～13:00 休憩（昼食は、各自でご準備ください。）
13:00～14:50 講義『対象者の理解と支援の際に心がけることについて』
②知的障害がある方について（約50分）
③精神障害がある方について（約50分）
(途中10分程度の休憩をはさみます。)
14:50～15:00 閉会

7 参加費 無料

8 事務局 香川県社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護・成年後見支援センター
〒760-0017 高松市番町1丁目10番35号
Tel 087-861-8883 Fax 087-861-2664

FAX 送信票

FAX：087-861-2664

※FAX またはメールにてお申込みください。
E-mail:kadota@kagawaken-shakyo.or.jp

香川県社会福祉協議会地域福祉課（門田） 行

「令和6年度日常生活自立支援事業 新規登録生活支援員研修会」

申込書 令和6年 月 日

参加者氏名	
所属・役職等	
電話番号	

※ご記入いただいた内容は、本研修会のみで使用いたします。

申込締切：令和6年5月20日（月）